## 登録を受けることができない無人航空機

最低限必要となる<u>機体の安全性を確保するため</u>、 以下の要件に該当する場合は<u>登録することができません</u>。

01

製造者が機体の安全性に懸念があるとして 回収(リコール)しているような機体や、 事故が多発していることが明らかである機 体等、あらかじめ国土国通大臣が登録でき ないと指定したもの。

02 表面に不要な突起物がある等、地上の人等 に衝突した際に安全を著しく損なう恐れの ある無人航空機

03 遠隔操作または自動操縦による飛行の制御 が著しく困難である無人航空機

令和2年の改正航空法により、無人航空機は無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供することはできません。 \_\_\_\_\_\_

詳細は無人航空機登録ポータルサイトをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/koku/drone/